

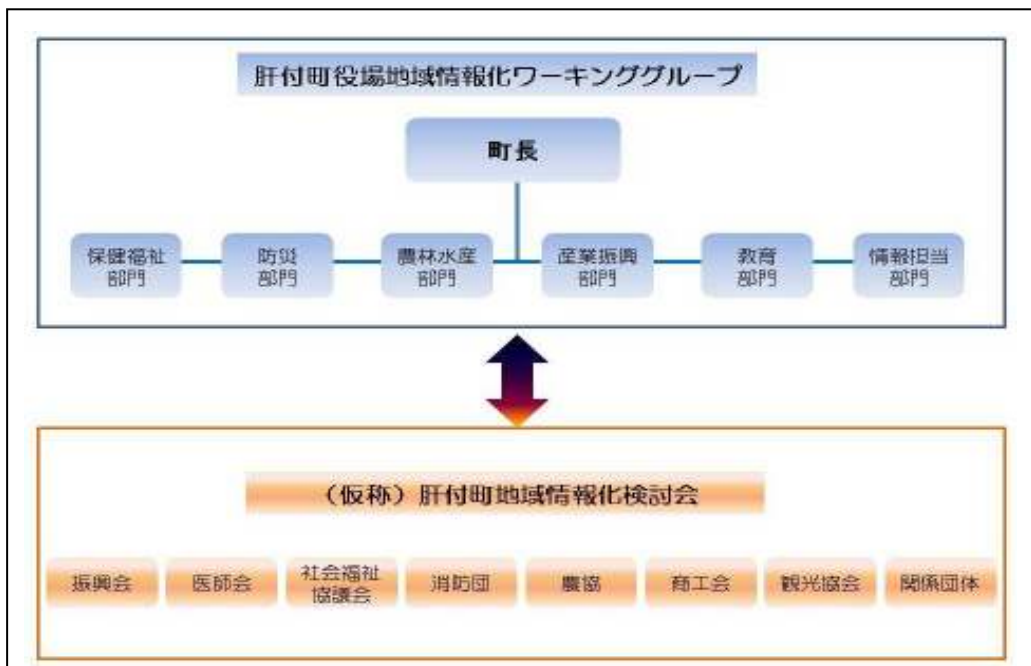
7. 推進体制の確立

7.1 行政における推進体制

本基本計画に基づく具体的な事業推進に関しては、情報担当組織だけで実現できる部分はむしろ少なく、その多くは情報化対象となる各事業担当所管組織が中心となった取り組みが必要となります。しかしながら、そういった各所管単位での情報化事業を推進していった場合、組織全体としてのシステム連携、データ共有といった部分が上手く機能できなくなる場合も想定されます。よって、本基本計画の具体化に際しては、役場内に町長をトップとした新たな地域情報化推進に向けた横断的ワーキンググループを設置し、組織の垣根を超えた一体的な取り組みが実施できる体制を整え、着実な推進を図ります。

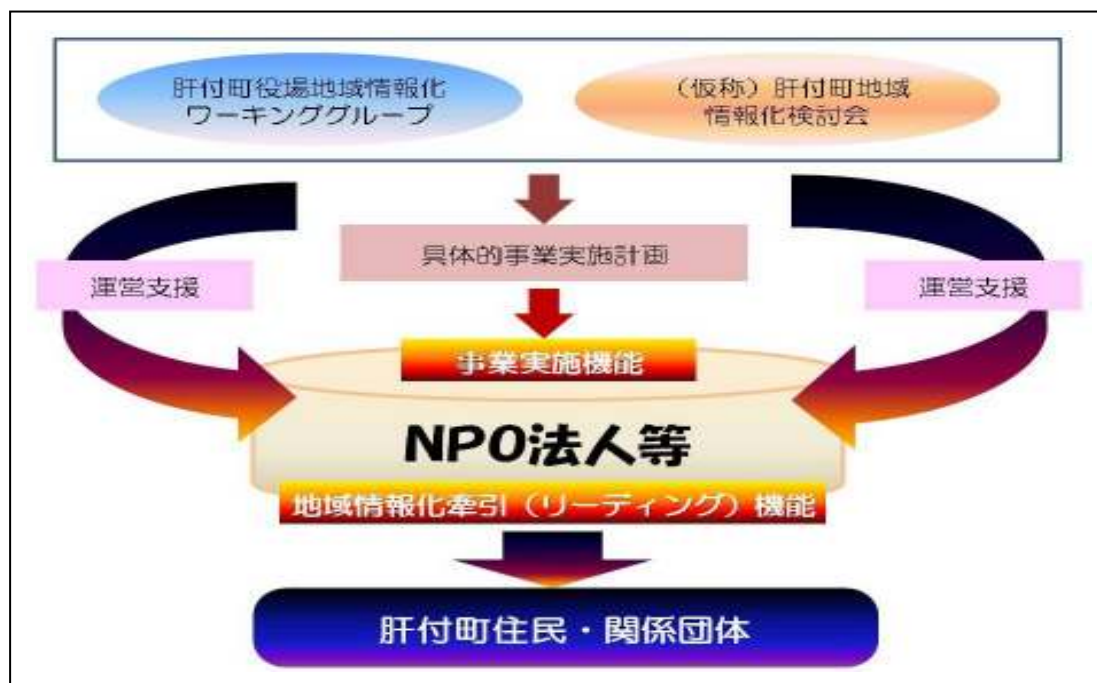
7.2 地域における推進体制

本基本計画推進の多くの部分に関しては、地域における官民一体となった取り組みが求められており、そのため、行政内部だけでなく、地域においても、関係者が一体となって取り組んでいく体制（検討会）づくりが求められてきます。本基本計画策定委員会のメンバーをはじめ、各事業項目ごとに地域関係者の参画を募り、上記のワーキンググループと連携した活動のもと、真に地域にとって有益な事業展開が図れるような推進体制の構築を目指します。



7.3 継続的な地域情報化事業確立に向けた組織づくり

上記に掲げるような官民一体となった検討体制のもと、様々な事業内容が確定し、具体的な実施運営段階へと移行した際、その後の当該事業運営を担うには、一定レベルのスキルとともに、相当な期間、本事業に専属して携わっていただくことが必要となってきます。そのため、本役割を行政内部の組織が直接に担い続けていくことは困難であり、継続的な事業確立に向けては、何らかの受け皿組織（体制）が地域にとって必要になってくると考えられます。また、事業の具体化に向けては、情報発信事業に関する総合的なプロデュース、学校教育現場での情報通信システム運営支援等といった、現在の本町内にはその担い手が存在しない業務も生じてくるため、本組織は、そのような役割を併せ持つ必要もあります。よって、地域の官民が一体となり、NPO法人（または一般法人）のような非営利組織を設置し、当該組織が、これからの肝付町における様々な地域情報化事業の総合的な担い手となっていくと同時に、官民一体となった地域情報化事業を今後一層進展させていくため、その牽引役として、町全体の情報化事業をリードしていく機能も有するような仕組みづくりについても検討を進めていきます。



7.4 産学官連携による幅広い取り組み

I C Tを取り巻く状況は日々刻々と変化しています。もちろん、その全ての状況が、地域の情報化にとって直ちに關係してくるものではありませんが、定期的に I C T關係の幅広い有識者との協議の場を持つことは、本町での取り組みに対する専門的見地からの客觀的判斷はもとより、情報化施策の今後の長期の方向性を検討していくに際しても大変有意義なことであると考えられます。本基本計画策定に際しても、町外から様々な有識者の方にご参画いただきましたが、こういった方々をはじめとし、新たに「(仮称) 肝付町地域情報化研究会」といったような委員会組織を設置し、I C Tに関する外部有識者を定期的に本町にお招きし、今後の肝付町における情報化施策を幅広くご議論いただくことで、本町の地域情報化の更なる発展を図っていきます。